

岐阜市立本荘中学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

【目指す生徒の姿】

令和7年4月改定

- ◎自分で考えて行動する
- 願いや目標をもつ
- 目標達成に向けて粘り強くやり抜く
- ◎仲間と意思を伝え合う

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめに関する基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、絶対に許さない」
- ・「いじめは、いつ、どこでも、だれにでも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ても見つけにくい」
- ・「いじめは組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

学校としての構え

【子どもたちへの4つの約束】

- ①どの子どもも全力で応援する
- ②仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
- ③いつでもどんな相談も聞く
- ④相談されたら直ちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう

いじめの未然防止のための取組

- ①魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等の育成、共同学習等）
- ②安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）
- ③生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- ④全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

いじめの早期発見・早期対応

- ①いじめがあった時に見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
- ②アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
- ③いじめの疑いのある事案に係る情報を逃さない連携体制の徹底
- ④教育相談の充実
- ⑤教職員の研修の充実
- ⑥保護者・地域との連携
- ⑦関係諸機関との連携

学校いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめに対する対応

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への速やかな報告、情報共有、対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握
- ④速やかに報告様式にて教育委員会に報告
- ⑤必要に応じて市教委、関係機関へ連絡
- ⑥いじめを受けた側の生徒のケア
- ⑦いじめた側の生徒への指導
- ⑧保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑨校長による、いじめた側、いじめを受けた側双方の生徒及び保護者への対応
- ⑩関係機関との連携
- ⑪経過の見守りと継続的な支援

「重大事態」への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときには、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、岐阜市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。